



平成26年12月11日

記者各位

JPAA記者説明会

[施行間近]改正著作権法について

～出版社等にも電子書籍の海賊版の差止請求権が認められます～

電子書籍に対応した出版権の整備などが盛り込まれ、本年の4月25日に成立しました著作権法の一部を改正する法律案は来年1月1日より施行されます。

主要な改正点は、「従来は紙媒体のみに認められていた、海賊版に対する出版社等の差し止め請求権が、『電子書籍』についても認められるようになること」です。

また、著作権法による保護の対象として、「視聴覚的実演に関する北京条約」締結国の国民等の実演（俳優や舞踏家などの演技）が加わることになりました。

そこで今回は、施行が間近に迫りました、改正著作権法につきまして、概要から出版業界に及ぼす影響予測までをご説明させていただきます。

<説明会概要>

[出版権の整備関連]

- 具体的に何が変わらるのか？～3つのポイント～
- そもそも改正が行われるようになった背景は？
- 作家や出版社がこの改正で注意すべき点は？

[北京条約関連]

- 条約締結で誰にどんなメリットが？

ご多忙のことと存じますが、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようご案内申し上げます。なお、ご出席の有無につきまして、あらかじめご連絡頂ければ幸甚です。

記

■日 時 平成26年12月18日(木) 13:30~14:30

■場 所 東京俱楽部ビル14階 日本弁理士会 14-A会議室

(東京都千代田区霞が関3-2-6)

■スピーカー 日本弁理士会 著作権委員会 委員長 中川 信治
同 副委員長 前原 久美

■連絡先 広報センター事務局 石本、高橋、福原
(TEL:03-3519-2361/FAX:03-3519-2706/E-mail:kouhou@jpaa.or.jp)

以上